

# 都城市 国土強靱化地域計画

令和 2 年 6 月  
宮崎県都城市

## 目 次

---

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 国土強靱化地域計画の策定-----       | 1  |
| 1 計画策定の趣旨-----              | 1  |
| 2 計画の位置づけ-----              | 1  |
| 第2章 都城市の地域特性-----           | 2  |
| 1 本市の位置と地勢等-----            | 2  |
| 2 人口動態等-----                | 3  |
| 3 本市における災害リスク（想定される災害）----- | 4  |
| 第3章 地域強靱化の基本的な考え方-----      | 8  |
| 1 基本目標-----                 | 8  |
| 2 基本的な方針-----               | 8  |
| 3 基本的な進め方-----              | 9  |
| 第4章 脆弱性評価-----              | 10 |
| 1 評価の枠組及び手順-----            | 10 |
| 2 評価結果-----                 | 13 |
| 第5章 地域強靱化の推進方針-----         | 20 |
| 1 個別施策分野-----               | 20 |
| 2 横断的分野-----                | 25 |
| 第6章 市計画の推進と不断の見直し-----      | 27 |
| 1 市の他の計画等の必要な見直し-----       | 27 |
| 2 市計画の進捗管理-----             | 27 |
| 3 市計画の不断の見直し-----           | 27 |

## 第1章 国土強靱化地域計画の策定

---

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきた。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行された。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成26年6月に、国土の強靱化に関する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要がある。

このため、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「都城市国土強靱化地域計画（以下「市計画」という。）」を策定するものである。

### 2 計画の位置づけ

市計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画に当たるものであり、第2次都城市総合計画との整合を図りながら、本市における国土強靱化に関し、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

なお、本計画の本編には主な施策等を掲載し、詳細は資料編及び別紙に掲載する。

## 第2章 都城市の地域特性

---

### 1 本市の位置と地勢等

#### (1) 本市の位置

本市は、東西・南北とも約 36 km、面積は 653.36 km<sup>2</sup>であり、宮崎県総面積の 8.4 %を占めている。宮崎県の南西部に位置し、北西に霧島連山、東に鰐塚山系等、三方を山に囲まれて広大な盆地を形成し、南は大きく開け、志布志湾に達している。

#### (2) 本市の地勢

市域は、広大な都城盆地の中にあり、35 本に及ぶ1 級河川大淀川の幹川・支川、1 本の2 級河川、その他の普通河川があり、水量は豊富にある。

本市の標高最高点は、北西部に位置する高千穂峰付近 1,574m であり、都城盆地を形成する南部の中郷地域や東部の山之口地域の市境界沿いにも、700m を超える山地が連なっている。標高がおおむね 150m 前後の盆地中央部には、一級河川の大淀川が南から北へ貫流し、その周囲に市街地、集落地や水田が広がっている。さらに、その周辺部は中央部から一段高くなり、標高 200 ～ 300m のシラス台地が形成されている。

#### (3) 気候の特性

本市の気候は、夏冬や昼夜の温度差が大きく、四季を通じて風力は弱いため、霧の発生や夏の雷が多く、積雪はほとんどないが、夜間の冷え込みが厳しく霜が比較的に出やすいといった、盆地特有の内陸性気候になっている。また、冬には本市の北西部に位置する霧島山系から「霧島おろし」と呼ばれる季節風が吹くことも特徴的である。

2019（令和元）年における平均気温は 17.5 度（最高 35.3 度、最低-3.2 度）であり、年間の降水量は 3,021 mm となっている。

## 2 人口動態等

### (1) 人口の推移

本市の人口は164,347人（住民基本台帳 令和2年3月1日現在）で、世帯数は79,206世帯と県内第2位の人口規模であるが、平成17年以降減少傾向にある。

人口密度は251.5人／km<sup>2</sup>で市中心部の人口集中地区には約63,000人を擁し、その周りには市町村合併により数千人から1万人規模の町が点在している。

65歳以上の高齢化率は、31.1%（令和2年3月1日現在）と全国平均の28.4%（令和元年9月15日現在）を上回り、高齢化が進んでいる。また、平均世帯人員は2.07人と年々世帯の小規模化が進んでいる。

### (2) 産業構造

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業に従事する就業者数が著しく減少しているのに対し、第3次産業は概ね増加傾向にある。また、第2次産業は1980（昭和55）年頃まで増加傾向にあったが、それ以降はほぼ横ばいで推移している。就業者数は、第3次産業、第2次産業、第1次産業の順になっている。

### 3 本市における災害リスク（想定される災害）

#### (1) 地震災害

海溝型地震の「日向灘地震」、内陸型地震の「えびの一小林地震」に加え、「南海トラフ巨大地震」を市の地震災害対策の基礎としている。

駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上度々大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されている。

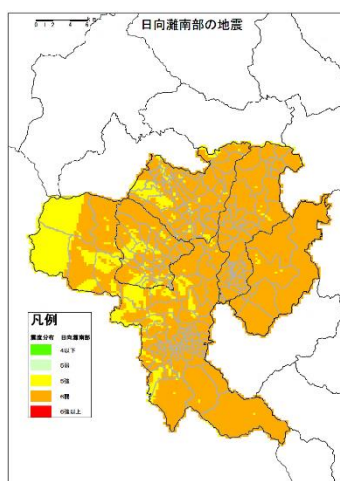
なお、平成25年12月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

#### 《 地震被害想定結果の概要 》

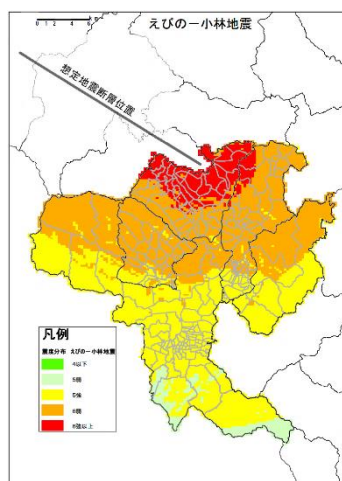
| 地震                    | 最大震度 | 全壊・焼失               | 死者              | 根拠                                |
|-----------------------|------|---------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 日向灘南部地震<br>(M7.5)     | 震度6弱 | 1,481 棟             | 37 人<br>(冬夜)    | 【市】防災アセスメント調査<br>(平成20年3月)        |
| えびの一小林地震<br>(M6.5)    | 震度6強 | 255 棟               | 7 人<br>(冬夜)     |                                   |
| 南海トラフ巨大地震<br>(想定ケース①) | 震度6強 | 約 1,100 棟<br>(冬18時) | 約 60 人<br>(冬深夜) | 【県】宮崎県<br>地震・津波被害<br>想定調査(令和2年3月) |
| 南海トラフ巨大地震<br>(想定ケース②) | 震度6強 | 約 1,100 棟<br>(冬18時) | 約 60 人<br>(冬深夜) |                                   |

※想定ケース①：内閣府の強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、本県独自に再解析した地震動等の想定結果に基づく想定

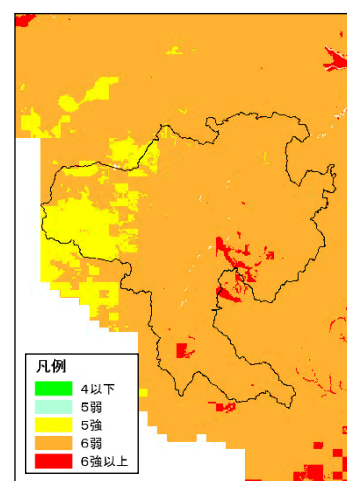
※想定ケース②：宮崎県独自に設定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づく想定



日向灘南部地震



えびの一小林地震



南海トラフ巨大地震（重ね合わせ）

図 震度分布図

（左・中央図：防災アセスメント調査（平成20年3月）、  
右図：宮崎県地震・津波被害想定調査(平成25年9月)のデータをもとに作成）

## (2) 風水害

台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、近年、1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、市内でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念される。

## ①洪水

本市における洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりである。

また、「防災重点ため池」は市内11か所が指定されている。

## 《 大淀川水系における洪水浸水想定区域 》

| 河川名 | 河川管理者              | 区 間                            | 指定日                      |
|-----|--------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 大淀川 | 国土交通省<br>宮崎河川国道事務所 | 左 大岩田町～高崎町縄瀬<br>右 大岩田町～高城町有水   | 平成28年8月30日<br>国九告示第120号  |
| 萩原川 | 県都城土木事務所           | 左 安久町 ～ 下長飯町<br>右 上長飯町 ～ 甲斐元町  | 令和元年7月18日<br>宮崎県告示第180号  |
| 沖水川 | 〃                  | 左 三股町樺山 ～ 上川東<br>右 三股町樺山 ～ 吉尾町 | 令和元年7月18日<br>宮崎県告示第181号  |
| 丸谷川 | 〃                  | 左 山田町谷頭 ～ 丸谷町<br>右 山田町谷頭 ～ 岩満町 | 平成30年12月6日<br>宮崎県告示第941号 |
| 東岳川 | 〃                  | 左 高城町大井手～穂満坊<br>右 高城町大井手～桜木    | 令和元年7月18日<br>宮崎県告示第182号  |
| 高崎川 | 〃                  | 左 高崎町大牟田～大牟田<br>右 高崎町大牟田～東霧島   | 平成31年3月28日<br>宮崎県告示第226号 |

## ②土砂災害

本市は急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害警戒区域等の指定されている地域が多くある。

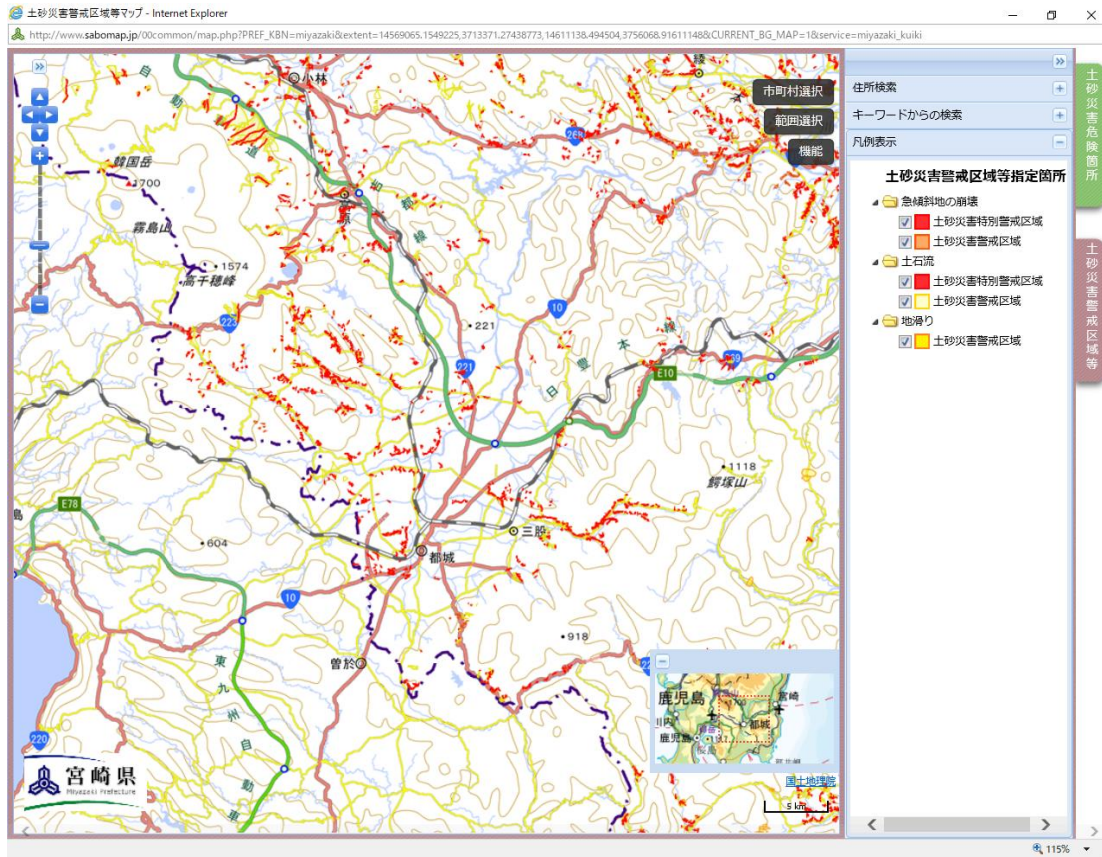


図 土砂災害警戒区域等情報マップ(宮崎県 HP)

表 土砂災害警戒区域等の指定状況

| 区分                               |            | 箇所（地域）数      |            |
|----------------------------------|------------|--------------|------------|
| 山地災害危険地区（国）                      | 山腹崩壊危険地区   | 10           | ※R1.5.1 現在 |
|                                  | 崩壊土砂流出危険地区 | 18           | ※R1.5.1 現在 |
| 山地災害危険地区（県）                      | 山腹崩壊危険地区   | 337          | ※R2.3 月現在  |
|                                  | 崩壊土砂流出危険地区 | 127          | ※R2.3 月現在  |
|                                  | 地すべり危険地区   | 1            | ※R2.3 月現在  |
| 土砂災害警戒区域<br>※（ ）内は土砂災害特別<br>警戒区域 | 土石流        | 140（83）      | ※R2.3 月現在  |
|                                  | 急傾斜地の崩壊    | 724<br>（653） | ※R2.3 月現在  |

### (3) 火山災害

霧島山は、過去に何度も噴火を繰り返し、今も活発に活動する国内有数の活火山であり、噴火した場合には本市にも影響がある可能性が高い。

今後、霧島山での噴火の可能性の高い4か所(「新燃岳」「御鉢」「えびの高原(硫黄山)周辺」「大幡池」)において火山活動が活発になった場合の火口ごとの立ち入り禁止区域などは、次図のとおりである。

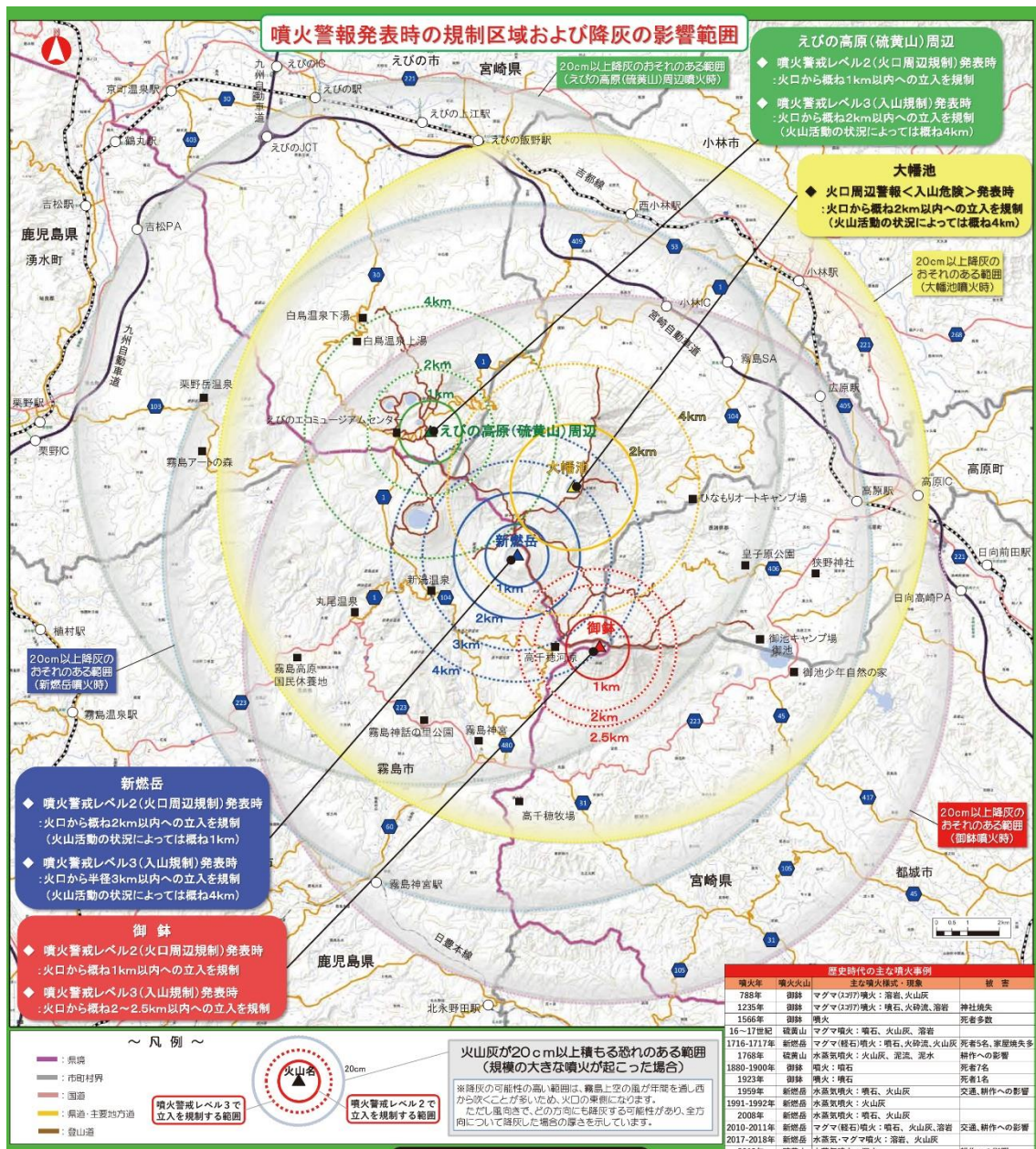


図 霧島山火山防災マップ

(出典: 霧島山火山防災マップ、霧島山火山防災協議会監修、平成31年2月作成)

## 第3章 地域強靱化の基本的な考え方

### 1 基本目標

基本法第14条において国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいて国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本方針における目標に即して設定することとされている。

このため、本市は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」を定めることとする。

#### 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 2 基本的な方針

本市の強靱化を進める上で、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進する。

#### (1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ① 本市の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組に当たる。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
- ④ 本市の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

#### (2) 適切な施策の組合せ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ② 国、県、市、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- ③ 非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

### (3) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に配慮する。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## 3 基本的な進め方

「強靱化」は、いわば市のリスクマネジメントであり、次のPDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、市全体の強靱化の取組を推進する。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策を計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善の実施

## 第4章 脆弱性評価

---

### 1 評価の枠組及び手順

地域計画は国の基本計画との調和を図る必要があることから、基本計画の策定手法及び国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

#### (1) 想定されるリスク

市民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、市計画においては大規模自然災害を想定することとした。

#### (2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、基本計画の施策を参考に、次のとおり5つの個別施策分野、4つの横断的分野を設定した。

##### 【個別施策分野】

- ①行政機能分野（行政機能／消防／防災教育／物資）
- ②住環境分野（住宅・都市／環境）
- ③保健医療・福祉分野（保健医療・福祉）
- ④産業分野（エネルギー／情報通信／産業／農林水産）
- ⑤国土保全・交通分野（国土保全／交通物流／土地利用）

##### 【横断的分野】

- ①リスクコミュニケーション<sup>1</sup>
- ②人材育成・地域活性化
- ③官民連携・広域連携
- ④老朽化対策

---

<sup>1</sup> リスクコミュニケーション：様々な主体が情報を共有し、理解を深め、よりよい方向での合意形成を目指すための双方向の話し合いや交流のこと。

## (3) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本市の特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして36の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

## 《 起きてはならない最悪の事態 》

| 事前に備えるべき目標 (8)                                   | 起きてはならない最悪の事態 (36) |                                                      |
|--------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------|
| 1. 直接死を最大限防ぐ                                     | 1-1                | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生     |
|                                                  | 1-2                | 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生                     |
|                                                  | 1-3                | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                     |
|                                                  | 1-4                | 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生                     |
| 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1                | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止               |
|                                                  | 2-2                | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生                                 |
|                                                  | 2-3                | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                             |
|                                                  | 2-4                | 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱                                    |
|                                                  | 2-5                | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺                |
|                                                  | 2-6                | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                                 |
|                                                  | 2-7                | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生            |
| 3. 必要不可欠な行政機能は確保する                               | 3-1                | 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                |
| 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                      | 4-1                | 防災・災害対応に必要な通信インフラ <sup>2</sup> の麻痺・機能停止              |
|                                                  | 4-2                | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                   |
|                                                  | 4-3                | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態   |
| 5. 経済活動を機能不全に陥らせない                               | 5-1                | サプライチェーン <sup>3</sup> の寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下       |
|                                                  | 5-2                | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響              |
|                                                  | 5-3                | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等                                    |
|                                                  | 5-4                | 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
|                                                  | 5-5                | 食料等の安定供給の停滞                                          |

<sup>2</sup> 情報インフラ：データや音声等をやりとりする通信回線や通信機器等のことをいう。

<sup>3</sup> サプライチェーン：製品の原材料の調達から生産管理、物流、販売までの一覧の流れのことをいう。

| 事前に備えるべき<br>目標（8）                                   | 起きてはならない最悪の事態（36） |                                                                            |
|-----------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 6.ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1               | ライフライン（電気、ガス等）の長期間にわたる機能停止                                                 |
|                                                     | 6-2               | 上水道の長期間にわたる供給停止                                                            |
|                                                     | 6-3               | 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止                                                        |
|                                                     | 6-4               | 交通インフラの長期間にわたる機能停止                                                         |
|                                                     | 6-5               | 防災インフラ <sup>4</sup> の長期間にわたる機能不全                                           |
| 7.制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                             | 7-1               | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                                              |
|                                                     | 7-2               | 沿線・沿道の建物倒壊による閉塞                                                            |
|                                                     | 7-3               | ため池、防災インフラ、天然ダム <sup>5</sup> 等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生         |
|                                                     | 7-4               | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大                                                      |
|                                                     | 7-5               | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大                                                          |
| 8.社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                   | 8-1               | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                                           |
|                                                     | 8-2               | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
|                                                     | 8-3               | 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                          |
|                                                     | 8-4               | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失                              |
|                                                     | 8-5               | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                   |
|                                                     | 8-6               | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響                                |

<sup>4</sup> 防災インフラ：河川堤防や海岸堤防、ダム等のことをいう。

<sup>5</sup> 天然ダム：土砂などによって河川・溪流が堰き止められることにより形成された地形のことをいう。

## 2 評価結果

36の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。次に起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果概要を示し、詳細を資料編に示した。また、評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用した。

### (1) 直接死を最大限防ぐ

|        |                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| No.1－1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生                            |
| 脆弱性の評価 | ・住宅や建築物の耐震化、道路の整備、要配慮者対策、自主防災組織の充実強化、消防力の強化等を行うことが必要である。                    |
| No.1－2 | 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生                                            |
| 脆弱性の評価 | ・災害時活動拠点等の整備、道路・公園等の整備、旅行者等への防災対策、防火対策、消防力の強化などを行うことが必要である。                 |
| No.1－3 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                                            |
| 脆弱性の評価 | ・避難情報の的確な発令、市民の防災意識の啓発、避難行動要支援者対策の推進、河川改修等による水害対策、水防災意識社会の再構築などを行うことが必要である。 |
| No.1－4 | 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生                                            |
| 脆弱性の評価 | ・避難情報の的確な発令、市民の防災意識の啓発、避難行動要支援者対策の推進、霧島山の火山対策の推進、土砂災害危険箇所の周知などを行うことが必要である。  |

## (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

|               |                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------|
| <b>No.2-1</b> | <b>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</b>            |
| 脆弱性の評価        | ・市民の防災意識の啓発、市における備蓄の推進、災害協定の締結による燃料の確保などを行うことが必要である。     |
| <b>No.2-2</b> | <b>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</b>                              |
| 脆弱性の評価        | ・地域コミュニティの活性化、交通インフラの確保、ヘリ関係機関の連携強化などを行うことが必要である。        |
| <b>No.2-3</b> | <b>消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</b>                          |
| 脆弱性の評価        | ・消防力の充実・強化、広域連携体制の強化などを行うことが必要である。                       |
| <b>No.2-4</b> | <b>想定を超える帰宅困難者の発生、混乱</b>                                 |
| 脆弱性の評価        | ・一時避難所としての都市公園の整備、事業所等における備蓄促進、旅行者等への防災対策などを行うことが必要である。  |
| <b>No.2-5</b> | <b>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</b>             |
| 脆弱性の評価        | ・災害時の医療体制整備、医療・福祉施設のBCP <sup>6</sup> 策定の促進などを行うことが必要である。 |
| <b>No.2-6</b> | <b>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</b>                              |
| 脆弱性の評価        | ・被災地における感染症予防・衛生対策、下水道施設の災害対策などを行うことが必要である。              |
| <b>No.2-7</b> | <b>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</b>         |
| 脆弱性の評価        | ・避難所の耐震化・機能強化、生活環境の改善、福祉避難所の整備、市の備蓄推進などを行うことが必要である。      |

<sup>6</sup> BCP：Business Continuity Plan の略称で事業継続計画と訳される。被災時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいう。

## (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

| No.3-1 | 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脆弱性の評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>市災害対策本部体制の充実・強化、防災関係機関の連携強化</li> <li>市職員の災害対応能力の向上などを行うことが必要である。</li> </ul> |

## (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

| No.4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脆弱性の評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT<sup>7</sup>部門の業務継続計画の推進、情報インフラの確保対策などを行うことが必要である。</li> </ul> |

| No.4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                                                          |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脆弱性の評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報伝達手段の多様化、市民への広報、広聴機能の整備などを行うことが必要である。</li> </ul> |

| No.4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                                                    |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脆弱性の評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種手段を活用した情報伝達訓練の実施、災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保などを行うことが必要である。</li> </ul> |

<sup>7</sup> ICT：Information and Communication Technology の略称。情報通信技術のことをいう。

## (5) 経済活動を機能不全に陥らせない

|               |                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------|
| <b>No.5-1</b> | <b>サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下</b>                     |
| 脆弱性の評価        | ・企業防災の促進、被災中小企業等の再建支援などを行うことが必要である。                         |
| <b>No.5-2</b> | <b>エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</b>              |
| 脆弱性の評価        | ・自立・分散型エネルギーの導入促進、災害協定の締結等による燃料供給などを行うことが必要である。             |
| <b>No.5-3</b> | <b>重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</b>                                    |
| 脆弱性の評価        | ・危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保、消防力の充実・強化などを行うことが必要である。              |
| <b>No.5-4</b> | <b>広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</b> |
| 脆弱性の評価        | ・緊急輸送等のための交通インフラの確保、道路の防災・減災対策などを行うことが必要である。                |
| <b>No.5-5</b> | <b>食料等の安定供給の停滞</b>                                          |
| 脆弱性の評価        | ・食品事業者等との連携強化、支援物資受入体制の確立などを行うことが必要である。                     |

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

|               |                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------|
| <b>No.6-1</b> | <b>ライフライン（電気、ガス等）の長期間にわたる機能停止</b>               |
| 脆弱性の評価        | ・自立・分散型エネルギーの導入促進、災害協定の締結等による燃料供給などを行うことが必要である。 |
| <b>No.6-2</b> | <b>上水道の長期間にわたる供給停止</b>                          |
| 脆弱性の評価        | ・水道施設等の耐震化推進、上水道施設の災害体制の整備などを行うことが必要である。        |
| <b>No.6-3</b> | <b>污水处理施設等の長期間にわたる機能停止</b>                      |
| 脆弱性の評価        | ・下水道施設の災害対策、集落排水施設の機能保全などを行うことが必要である。           |
| <b>No.6-4</b> | <b>交通インフラの長期間にわたる機能停止</b>                       |
| 脆弱性の評価        | ・緊急輸送等のための交通インフラの確保、道路の防災・減災対策などを行うことが必要である。    |
| <b>No.6-5</b> | <b>防災インフラの長期間にわたる機能不全</b>                       |
| 脆弱性の評価        | ・防災関係機関の連携強化、道路の防災・減災対策などを行うことが必要である。           |

## (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

|        |                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------|
| No.7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                         |
| 脆弱性の評価 | ・市民の防災意識の啓発、消防力の充実・強化、住宅の火災予防対策、防災空間の確保などを行うことが必要である。 |

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| No.7-2 | 沿線・沿道の建物倒壊による閉塞                            |
| 脆弱性の評価 | ・避難路沿道建築物の耐震化、市街地等の幹線道路の無電柱化などを行うことが必要である。 |

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| No.7-3 | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生 |
| 脆弱性の評価 | ・農業用ため池等の防災対策、災害情報伝達手段の多様化などを行うことが必要である。             |

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| No.7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大                                |
| 脆弱性の評価 | ・危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等、有害物質拡散・流出の防止対策などを行うことが必要である。 |

|        |                                                 |
|--------|-------------------------------------------------|
| No.7-5 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大                               |
| 脆弱性の評価 | ・農地農業用施設の保全、森林の整備、山地災害の復旧や土砂流出の防止などを行うことが必要である。 |

## (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| No.8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態      |
| 脆弱性の評価 | ・浄化槽の強靱化対策、災害廃棄物処理体制の構築などを行うことが必要である。 |

|        |                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| No.8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| 脆弱性の評価 | ・支援の受入れ体制整備、防災関係機関の連携強化、災害ボランティアの体制強化などを行うことが必要。                           |

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| No.8-3 | 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 脆弱性の評価 | ・内水浸水被害対策などを行うことが必要である。           |

|        |                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------|
| No.8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失       |
| 脆弱性の評価 | ・自主防災組織等の活性化推進、地域コミュニティの活性化、文化財施設の耐震化などを行うことが必要である。 |

|        |                                                  |
|--------|--------------------------------------------------|
| No.8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態         |
| 脆弱性の評価 | ・罹災証明交付体制の整備、応急仮設住宅供給体制の充実、地籍調査の推進などを行うことが必要である。 |

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| No.8-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 |
| 脆弱性の評価 | ・企業防災の促進、観光客誘致対策、災害発生時の情報発信などを行うことが必要である。   |

## 第5章 地域強靱化の推進方針

### 1 個別施策分野

個別施策分野ごとの推進方針については次のとおりである。

#### (1) 行政機能分野（行政機能／消防／防災教育／物資）



市役所庁舎



備蓄物資

#### 【施策の方針】

行政機能の強化、消防力の強化、物資の備蓄推進、防災教育による意識の高揚により災害対応力の向上を図り、被害の拡大を防ぐ。

#### ◆施策の方向性

- ・拠点となる市有庁舎等の耐震化や耐災害性の向上、電力の確保、情報通信回線の確保・複数化、物資の備蓄等を推進し、市災害対策本部体制の充実・強化を図る。
- ・避難所に指定されている小中学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する。
- ・消防団員の確保、教育・訓練の実施、車両や資機材等の施設・設備の計画的な整備、広域応援体制の強化等を推進し、消防力の充実・強化に努める。
- ・市民の防災意識の啓発、自主防災組織等の活性化の推進を通じて、地域防災力の向上に努める。
- ・市は備蓄量等を定めた備蓄計画に基づき、計画的な備蓄を推進する。

| 重要業績評価指標（KPI）      | 基準値         | 目標値     |
|--------------------|-------------|---------|
| 市有建築物の耐震化率         | 96.3%（H28）  | 100%    |
| 1次避難所の非構造部材耐震化     | 27%（H28）    | 90%     |
| 自主防災組織結成率（自治公民館単位） | 90.8%（R1）   | 93.0%   |
| 市の食料備蓄数            | 14,500食（R1） | 26,884食 |

## (2) 住環境分野（住宅・都市／環境）



鷹尾上長飯通線



災害廃棄物

出典：消防科学総合センター

### 【施策の方針】

住宅や建築物の耐震化、学校施設の耐震化、上下水道の耐震化、街路等の整備、地域コミュニティの活性化等を図り、災害による被害を最小限にとどめる。

合併処理浄化槽への転換、災害廃棄物の処理体制の整備などを行い、環境保全を図るとともに、有害物質の拡散・流出による被害の拡大を防ぐ。

### ◆施策の方向性

- ・都城市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断や耐震改修に関する啓発や指導を行い、住宅や建築物の耐震化を促進する。
- ・住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報啓発を行う。
- ・上水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、電源確保のための自家発電設備の整備を推進する。
- ・災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組を支援する。
- ・市街地等において、平時には交通事故のない安心安全な道路整備を進め、非常時においては物資輸送路等の確保に資する道路整備プログラムを策定し整備を推進する。
- ・災害発生時は、「都城市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制を構築し、その実効性を高めるため、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- ・災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置きするためのストックヤードの確保に努める。

| 重要業績評価指標（KPI）      | 基準値         | 目標値    |
|--------------------|-------------|--------|
| 住宅の耐震化率            | 81%（H26）    | 90%    |
| 住宅用火災警報器設置率        | 81%（H30）    | 100%   |
| 上水道管の基幹管路の耐震適合率    | 28.69%（H28） | 37.85% |
| 老朽化下水道処理施設の改築更新実施率 | 32.14%（H28） | 67.8%  |

### (3) 保健医療・福祉分野（保健医療・福祉）



都城市郡医師会病院

#### 【施策の方針】

医療施設や福祉施設の耐震化促進、医療体制の整備、避難者の健康管理や公衆衛生対策、要配慮者対策を推進し、保健医療・福祉活動の体制を強化する。

#### ◆施策の方向性

- ・利用者の安全を確保するため、医療施設、社会福祉施設のさらなる耐震化を促進する。
- ・要配慮者が利用する各福祉施設に対して、施設や設備の耐震化、備蓄などの災害対策を強化すること、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するBCPも踏まえた防災対策計画を策定することを促進する。
- ・災害時における支援活動に関する協定に基づき、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の整備を進める。
- ・一般の避難所での生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の確保を促進する。
- ・民生委員・児童委員が、平常時の避難支援への活動に取り組みやすいように関係機関と連携を図り支援する。

| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値      | 目標値 |
|---------------|----------|-----|
| 福祉避難所指定数      | 5箇所（R1）  | 9箇所 |
| 民生委員・児童委員充足率  | 93%（H28） | 95% |

#### (4) 産業分野（エネルギー／情報通信／産業／農林水産）



屋根貸し事業（太陽光発電）



関之尾滝

##### 【施策の方針】

防災拠点への再生可能エネルギーの導入、燃料確保対策、情報インフラの確保対策を図り、きめ細やかな被災者支援や迅速な復旧・復興に繋げる。

企業防災の促進、被災中小企業等の再建支援、旅行者等への防災対策を図り、災害による地域経済の衰退を防ぐ。

農地農業用施設の保全、農業用ため池等の防災対策、森林の整備を図り、農地や森林等の荒廃による被害を防ぐ。

##### ◆施策の方向性

- ・庁舎や市所管施設、災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設や蓄電池等の設備を導入し、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。
- ・情報通信業と各産業との複雑な相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める。
- ・本市を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。
- ・生産効率の向上及び競争力ある農業の実現を図るため、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による長寿命化・安全性の向上を図る。
- ・人命・財産への影響のある農業用ため池（防災重点ため池）の「防災重点ため池ハザードマップ」を作成し、近隣住民への周知を図るとともに、豪雨・地震等により決壊のおそれのある防災重点ため池の整備を推進する。

| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値      | 目標値   |
|---------------|----------|-------|
| 総合防災マップの更新    | 作成済（H29） | マップ更新 |

(5) 国土保全・交通分野（国土保全／交通物流／土地利用）



都城志布志道路



急傾斜地崩壊対策事業

【施策の方針】

緊急輸送等のための交通インフラの確保、早期啓開体制の整備、災害協定の締結等による生活物資の調達体制整備等により、速やかな復旧・復興に繋げる。

河川改修等による水害対策、山地災害の復旧や土砂流出の防止対策などのハード対策や、防災マップや防災研修等による危険箇所等周知などのソフト対策を行い、災害による被害を最小限にとどめる。

◆施策の方向性

- ・防災、経済、医療対策機能の強化のため、地域高規格道路「都城志布志道路」の早期完成の要望を行う。
- ・幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態を回避するため、道路施設の老朽化対策を促進する。
- ・災害を未然に防止し被害を最小限にするため、既存の河川を適切に維持管理し、老朽化対策を進める。
- ・山地災害危険地区の森林において、危険地区の解消を図るための、治山施設の整備が円滑に進捗するよう積極的に推進する。
- ・緊急輸送道路等の早期啓開を図るため、建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。
- ・市内外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため、地域内輸送拠点の機能強化や代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮した計画を策定し、防災訓練等を通じてその実効性を高める。

| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値        | 目標値    |
|---------------|------------|--------|
| 地籍調査進捗率       | 82.63%（R1） | 87.47% |

## 2 横断的分野

横断的分野ごとの推進方針については次のとおりである。

### (1) リスクコミュニケーション

- 国土強靱化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体の他、地域住民、NPO 等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助、共助の取組を効果的で持続的なものとする。さらに、全ての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む。
- 災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する。

### (2) 人材育成・地域活性化

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応等の様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する。
- 農林水産業をはじめとする各種産業の振興や、農商工連携、フードビジネス等、本市の特性や資源等の強みを活かした産業の創出により新たな需要（付加価値）を創出し、雇用所得の増加、投資や消費の増加に繋げるなど、地域を潤す地域経済循環の仕組みづくり等を通じて、経済の拡大と地域をけん引する裾野の広い成長産業の育成を図る。

リスクコミュニケーション



地域住民によるワークショップの様子  
出典：防災都市づくり計画策定に係る参考事例集

人材育成・地域活性化



中学生による防災学習

### (3) 官民連携・広域連携

- ・道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する。国、地方公共団体と民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。
- ・行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、企業等との災害協定の締結をさらに推進し、共同の訓練の実施等を通じて「顔の見える」関係を構築し、連携体制を強化する。

### (4) 老朽化対策

- ・市民生活や社会経済活動は、道路・鉄道等の産業基盤や上下水道・公園、学校等の生活基盤、農業水利施設等の食料生産・供給基盤、治山治水等といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、計画的にインフラの維持管理・更新を行う。
- ・市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、公共施設等総合管理計画に基づき、定期的な巡視や劣化した箇所の補修等を適切に行い、施設の状態を良好に保ち、長寿命化させる取組みを推進する。

官民連携・広域連携



災害復旧工事の様子

出典：熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）

老朽化対策



橋梁の定期点検

出典：都城市橋梁長寿命化修繕計画

## 第6章 市計画の推進と不断の見直し

---

### 1 市の他の計画等の必要な見直し

市計画は、地域の強靱化の観点から、市計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、市計画との整合性を図るものとする。

### 2 市計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、市計画の施策の推進方針に沿って、毎年度様々な施策を実行していくものである。このため、市計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとする。

### 3 市計画の不断の見直し

市計画は5年後の令和7年度を目標年次とするが、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、必要に応じて見直すものとする。

---

## 都城市国土強靱化地域計画

令和2年6月

発行・編集 都城市総務部危機管理課

---